

令和4年度の検証作業について

1 検証作業の範囲と対象

作業範囲：検証計画記載の条項について検証します。

令和4年度の検証条項

第4条～第18条、第30条～第33条、第37条、第38条

対象年度：検証計画に基づき、対象年度を『令和3年度実施分』とします。

(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した取組みで評価)

2 検証作業を行う組織

検証作業は自治推進委員会が行います。

3 検証の視点

検証は、次の視点を基本とします。

- ①自治基本条例及び取扱要領に基づいた取組みがされているか。
- ②まちづくりの理念が損なわれていないか。
- ③条項の内容が、現在の社会情勢の変化に合っているか。※

※令和5年度の条例見直し時期を見据えて、すべての条項について情勢等に合っているかを確認します。

4 検証手順

逐条解説等により、検証対象となる条項の定義等について解釈を深め、検証計画記載の「検証内容及び方法」により意見交換をします。意見を整理し、検証結果としてまとめます。

自治基本条例運用状況検証計画(R1～R5)

対象	条文	検証年度	実績					実績					計画					検証内容及び方法
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5		
		検証の対象年度	(21)	(22)	(23)	(24)	見直し(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	見直し(30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)	見直し	
町民	第2章																	
	第4条	生活に関する権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第5条	子どもの権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第6条	個人情報					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第7条	参加に関する権利					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第3章																	
	第8条	自立と自律					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第9条	まちづくりへの参加					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第10条	町民、行政及び議会との協働					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第11条	互いの権利を守る責任					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第12条	ふるさとと地球を守る責任					◎	○				◎	○		○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	行政	第4章																
第13条		役割と責任					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
第14条		行政の執行					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
第15条		町民との関係					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
第16条		苦情・相談への対応					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
第17条		情報公開と説明責任	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。
第18条	危機管理					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
議会	第5章																	
	第19条	議会の役割と責任					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第20条	議会の運営					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
第21条	議員の責任					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
行政	第7章																	
	第28条	総合計画					◎	○				◎	○				◎	総合計画策定の取組み状況により検証する。
	第29条	財政運営					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第30条	行政評価		○	○		◎	○		○	◎		○		○		◎	町の行政評価の実施状況(実施計画ローリング、予算編成、財政評価、第三者機関による評価)により検証する。
	第31条	情報公開・情報共有	○	○	○	○	◎	○		○	◎	○	○	○	○	○	◎	事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。
	第32条	審議会等における委員の公募	○	○	○		◎			○	◎	○	○	○	○	○	◎	現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。
	第33条	参加の保障	○	○	○	○	◎	○		○	◎	○	○	○	○	○	◎	町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。
第34条	行政監視		○			◎					◎				○	◎	行政経営本部会議での検討後に検証する。	
議会	第35条	開かれた議会					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
行政	第36条	選挙における情報共有					◎				○	◎				○	◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。
	第8章																	
	第37条	まちづくり組織		○		○	◎	○		○	◎		○		○		◎	地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の設立及び活動状況により検証する。
	第38条	まちづくり組織とおいらせ町				○	◎	○		○	◎		○		○		◎	まちづくり組織の設立に向けた行政の取組み状況により検証する。
	第9章																	
第39条	運用状況の検証					◎	○				◎	○					◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。
第40条	条例の見直し					◎	○				◎	○					◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。

令和元年度 主に行政の取組を検証する
 令和2年度 主に町民の取組を検証する
 令和3年度 主に議会の取組を検証する
 令和4年度 主に町民及び行政の取組を検証する
 令和5年度 主に行政の取組を検証する。また、見直し作業を実施する。